

定期報告等に関する講習会の開催について

建築基準法第12条第1項及び第3項に規定される定期報告制度では、建築物及び建築設備等の所有者又は管理者は、定期的に専門の資格者により、それらの調査・検査を行い、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられていますが、このたび建築基準法が改正され、平成28年6月1日から特に安全を確保する必要性が高い建築物及び建築設備等については、法令により全国一律に定期調査・検査の対象となり、防火設備が新たに報告対象となるなど、定期報告制度が見直されました。

このため、定期調査について検査と報告の作成について一層の適正化を図るため「定期報告等に関する講習会」を開催いたしますので、多くの皆様の受講をお願いいたします。

- 1 主催 一般社団法人長野県建築士会
- 2 共催 長野県建築物防災協会
- 3 講習会開催期日・会場・定員

期 日	時 間	会 場	定員	申込期限
2月24日(金)	13:30	佐久平交流センター第5会議室 佐久市駅南 4-1 Tel:0267-67-7451	80	2月17日 (金)
2月27日(月)		松本合同庁舎502号会議室 松本市島内1020 Tel:0263-47-7800	80	
3月13日(月)	~	長野県自治会館大会議室 長野市西長野加茂143-8 Tel:026-232-4923	80	3月6日 (月)
3月14日(火)	16:00	いなっせホール 伊那市荒井3500-1 Tel:0265-78-5801	80	

- 4 講 師 長野県建設部建築住宅課 ・ 三和シャッター工業(株) 講師
- 5 受講資格 一級建築士及び二級建築士
- 6 受講料 3,000円 ただし、建築士会会員及び長野県建築物防災協会会員は2,000円
- 7 C P D 3単位
- 8 図書販売 参考図書として、「特定建築物定期調査業務基準(2016年改訂版)」(一財)日本建築防災協会)5,000円(税込)を販売しますので、お求めください。
- 9 申し込み 一般社団法人長野県建築士会の本会事務局又は各地の建築士会事務所へ下記の受講申込書に受講料と図書代を添えてお申し込みください。
また、受付は先着順で、定数になり次第募集を停止します。
- 10 問合せ先 一般社団法人長野県建築士会 Tel 026-235-0561

キリ線

「定期報告制度等に関する講習会」受講申込書

会 場	2月24日佐久会場 ・ 2月25日松本会場 ・ 3月13日長野会場 ・ 3月14日伊那会場		
氏 名	所属	建築士会会員 ・ 防災協会会員 ・ 会員外	
勤務先	連絡先	自宅 ・ 勤務先	
連絡先住所	電話番号	-	-
受講料等	建築士会会員 ・ 防災協会会員(2,000円) ・ 会員外3,000円 ・ 図書代5,000円		

受付 事務所 (NO.)